

平成26年12月2日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年12月2日(火) 午後2時 青少年研修センター 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田淵 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	
	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
25番 玉置 伸		27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	
	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者

5番 市橋 宗行	16番 杉若 陽一	17番 泉 雅行
26番 鈴木 直孝	36番 松本 忠巳	37番 峯園 五郎

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

14番 中山 敏久 18番 坂本 一馬

議長

皆さん、こんにちは。先般来、上芳養のほうで竜巻があったということで、多少被害も出てるようですけども、あんまりビックリした様な被害がなかったという事で安心しているところではございます。それと一つ、私どもの小さい頃はケーキといえばクリスマスしかなかったんですけども、最近ではしょっちゅう、ケーキを口にすることも多いんですけども、今年度は何かバターが不足したという事で、大変皆さん、どうゆう風を感じておられているのかわかりませんが、やっぱりここら辺、農業の方向がちょっと変わってきたんじゃないかという事、大変、僕も皆さん方もいろいろと心配している事だろうと思いますけれども、そういう事で、今日は急に寒くなりましたが、始めたいと思います。皆さんよろしくお願ひします。早速ですが、審議のほうよろしくお願ひ申し上げたいと思います。まず最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございします。事務局の説明をお願ひします。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、それでは農用地利用集積計画の合意解約のほうから説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、140㎡、他1筆、合計面積は2,872㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成26年11月7日です。以上、1件報告させていただきます。

議長

はい、この件について、ご質問ご意見ございませんか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、では報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がござい

農振課 尾崎

すので、事務局の説明をお願い申し上げます。

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による
利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、
田の478㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸
借の野菜、年間1万円持参払い、期間は平成27年1月1日から平成29
年12月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の登記簿4、2
09㎡の内1,000㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇
〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年1月1日から平成36年12月3
1日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の969㎡、貸手は〇〇〇、
〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年1
月1日から平成46年12月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、
他1筆、田と畑の1,176㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、
〇〇〇〇、使用貸借の水稻と野菜、期間は平成27年1月1日から平成2
8年12月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,665
㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の葡
萄、年間4万円持参払い、期間は平成27年1月1日から平成27年12
月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の2,455
㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、
年間2万4千円口座払い、期間は平成27年1月1日から平成31年12
月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2,262
㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、
期間は平成27年1月1日から平成31年12月31日の新規です。8番、
〇〇〇字〇〇〇〇、畑の503㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇
〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年1月1日から平成32年
12月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の4,2
71㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、
年間4万円持参払い、期間は平成27年1月1日から平成32年12月3
1日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の538㎡、貸手は〇〇
〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成2
7年1月1日から平成31年12月31日、更新です。合計10件、19
筆、18,317㎡、貸手10名、借手9名です。この10件は農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審
議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。有難うございます。利用権の設定10件、逐条審議をお願い申し上
げます。1番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番〇〇です。これは以前に借りてた土地だったと思います。苗
木を作るのに借りてた土地なんですけども、また借りて欲しんやと、是非、
借りて欲しんや、1万円払うんだったら逆に貰わなあかんのと違うかとい
う話をした具合なんですけども。異議ありません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番〇〇です。2番につきましては、先ほどの合意解約の物件で
ございます。この〇〇〇〇さんは甥坊さんにあたります。3番は、4番に

つきましては、〇〇〇〇委員の担当ですけれども、連絡は無いんですけども、私の知る限りでは2名とも異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇番の〇〇〇〇さん、名前が〇〇ではなく、〇〇でございます。期間が1年間とちょっとおかしいかと思うんですけども、1年以内に更新予定と話をしているらしいです。そして、〇〇〇〇さんは農業をするのが始めてという事で、〇〇〇〇出身で奥さんは〇〇〇〇の方だと思うんですけども、以前に、農業委員会のほうへ、農地の紹介等いろいろ話のあった方です。作る作物はブドウという事で、将来は観光ブドウ園というような形でやって行きたいという事でございます。青年給付金の対象の方だと思います。初めての農業という事で、いろんな問題もあるかと思っております。異議ありません。6番、7番についてです。この方も新規就農でございます。実家は大きな梅農家であります。この人のお兄さんが既に継いでおります。青年就農者であります。そういう関係で、今回は野菜を主体に営農したいという事があります。ただこの、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、この地目ですけれども現況が畑となっているんですけども田圃じゃないかなと思うんです。確認してないですが。

農振課 尾崎 田圃なんですけども、畑として借りて野菜を作るという事で、ほぼ畑に成りかけているという事なんです。

〇〇番 委員 はい、そういう意味なんですか。この6番、7番についても、頑張っていたきたいと思います。異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは若手の農家です。異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは同じ地区の出身者です。それで、畑も家の近くにありまして、これも異議ありません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、以上10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権の移転についての申し出がございまして、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 続きまして、所有権移転を報告いたします。1番、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積は1,254㎡、所有権を移転する者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は30万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成26年12月12日、所有権移転の時期は平成26年12月12日です。2番、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積は556㎡、所有権を移転する者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は50万円、支

払方法、支払期限は持参払い、平成26年12月12日、所有権移転の時期は平成26年12月12日です。以上、2件後審議よろしくお願ひします。

- 議 長 はい、有難うございます。逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これは先月委員会のあっせんで成立した所有権移
転です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これもあっせんで成立したやつです。異議ありま
せん。
- 議 長 はい、所有権移転以上2件異議なしとのこととでございます。そのよう
に取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、利用権設定
の追加議案が1件ございますので、上程させてもらってよろしいでしょ
うか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それでは追加議案の説明をお願い申し上げます。
農振課 尾崎 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定の
追加について説明させていただきます。1番、〇〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、
田の678㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用
貸借の水稻、期間は平成27年1月1日から平成29年12月31日の新
規です。合計1件、4筆、678㎡、貸手1名、借手1名です。この1件
は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。ご審議をよろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、有難うございます。逐条審議をお願い申し上げます。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは老人ホームに入っていますので住所
を移しておるんですけども、〇〇〇〇さんとは義理の兄弟になりまして、
田を作るのに荒してはならんという事で、〇〇〇〇さんが作るという事で、
異議ございません。
- 議 長 はい、利用権設定の追加議案1件異議なしとのこととでございます。そのよ
うに取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。有難うございました。そ
れでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんですが、5
番の市橋宗行委員さん、16番の杉若陽一委員さん、17番の泉雅行委員
さん、26番の鈴木直孝委員さん、36番の松本忠巳委員さん、37番の
峯園五郎委員さん、6名の委員さんから欠席の届が出ております。本日の
会議録署名委員に、14番の中山敏久委員さん、18番の坂本一馬委員
さん、よろしくお願ひをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3
条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地
法第5条申請について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号
による届出について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号

による協議について、を上程させていただきます。それでは、議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,171㎡、他16筆、合計面積は23,964㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借権の設定で期間は30年間で、経営移譲です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は488㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は160㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は353㎡、他2筆、合計面積は3,412㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は500㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は148㎡、他5筆、合計面積は822㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして柵を作られるそうです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は33㎡、他1筆、合計面積は191㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして柵を作られるそうです。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は188㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして柵を作られるそうです。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は893㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は624㎡、他5筆、合計面積は3,839㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長
〇〇番 委員

それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは新規就農者で〇〇〇〇さんの後継者であります、異議ありません。

議 長
〇〇番 委員

はい、2番。
はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇の方です。大変若くて意欲的に農業に取り組んでおられるという事で異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、先月の委員会でありました〇〇〇の分譲造成にかかる交換地の関係であります、異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、〇〇〇〇さんですけども〇〇〇〇さんと昔から知り合いという事で、譲り受けるということです、異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、旧姓は〇〇〇〇で〇〇〇〇さんの隣に住んでいたそうです。病弱になりまして帰ってきても作る気もないという事で、〇〇〇〇さんに譲りますという事で、異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番について、〇〇〇〇さんは新規就農という事で、〇〇〇〇さんの方も高齢でありまして、売るという事で異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番も同じく〇〇〇〇さんに売買するという事で、異議ございません。9番につきましても、これは〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の人で、一軒家を買ってハムなんかを製造して、農地も持ってやっております。その近くに〇〇〇〇さんの農地があるので買うという事です、異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは知り合い同士の仲での売買という事で、特に異議ございません

議 長 はい、以上3条申請10件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は100㎡です。所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設100㎡です。着工日、工事期間は許可の日より2か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外されております。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を川と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は262㎡です。所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、進入路、庭園、駐車場262㎡です。着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外されております。隣接同意はございます、水利同意は不要です。始末書の添付がございました。内容は、今般、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可を申請するにあたり、申請地については、隣接する宅地への車での進入路がないことから、許可なく進入路として使用しております事をお詫び申し上げます。今後は、このような事のないよう農地法の遵守に務めますので本件につき

ましては、ご受理くださるようお願いいたします、でございます。周囲を山と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は40㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、駐車場40㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は平成7年2月3日に除外されております。隣接同意はございます、水利同意は不要です。始末書の添付がございます。内容は、今般、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、40㎡の農地法第4条申請をするにあたり、許可後でなければ農地を駐車場にする事が出来ない事を知らず、許可を受けずに駐車場にしてしまいました。ここに深謝し、今後このような事がないよう注意いたします。何卒寛大なご配慮をよろしくお願い申し上げます、でございます。周囲を川と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は登記簿1,150㎡の内673㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電設備 登記簿1,150㎡の内673㎡です。着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外されております。隣接同意、水利同意共にございます。始末書の添付がございます。内容は、今般、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可を申請するにあたり、農地法の許可前に、梅の木を伐採し整地しましたこととお詫び申し上げます。今後は、十分注意をして、農地法違反とならないよう心がけますので、本件につきましては、寛大な処理をもってご受理くださるようお願いいたします、でございます。周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,121㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設1,121㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外されております。隣接同意はございます、水利同意は水利組合がございませんので、区長印をもらってございます。周囲を山に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は561㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、使用目的及び規模は、太陽光発電施設561㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。過疎化の山村区域にある小集落の農地なので、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請6件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。昨日、12月1日、〇〇〇の〇〇〇〇さん、愛須局長、小倉係長、それから私の4人で回ってまいりました。今回、4条6件と5条13件という事で大変多かったんですが、夕方4時頃には帰ってくるこ

とが出来ました。早速ですが、1番からいかせていただきます。1番、この土地ですが、〇〇橋の北100mとあるんですけども、〇〇川の奥、〇〇〇から200mです。現在は野菜畑になっております。その一部100㎡を分筆して、太陽光パネルを設置したいということでございます。転用理由については、野菜を作っているが価格も安く、自宅に隣接した土地なので太陽光発電をしたいという事です。排水については、雨水は自然浸透とありますが、自宅とその土地の間に側溝がありまして、大雨の時にはその側溝へ流れるというような状況です。〇〇水利組合の同意書もありますので、水については良いかと思えます。東側は宅地、同意書ありの田、南側は本人所有、西側は同意書ありの田、北側は宅地で問題はないと考えられます。次、〇〇〇〇さんの物件です。〇〇小学校の北100mという事ですが、旧道の上にあります。現在は、先程の始末書にもありましたように、乗入れ道が半分弱あります。今回の転用の理由としては、奥側に自宅を建築することになり、これへの進入路と駐車場、庭として使用したいという事です。周りについては同意があります。排水は自然浸透という事なんですけども、余った水は宅地の方へ流れるような状況で、現状の状況であると考えられます。以上で問題ないかと思われま。あと、〇〇〇〇さんの件です。〇〇神社から上へ100mとありますが、県道〇〇〇線の〇〇橋の下側です。県道土地の買収の残地であり、10坪程度の土地です。現在は、切土で砂利敷きされておりました。排水は前側の県道側溝へという事ですが、現状維持というような形であります。隣接同意はありまして、現状維持というような形で問題ないと考えられます。次、同じく〇〇〇〇さんの件ですが、県道〇〇〇線の向い側、旧道の近くの畑です。元々梅畑だったようですが、行った時には伐採されておりました。転用理由につきましては、太陽光発電に転用したいという事で、先程の伐採については報告のとおり始末書があります。雨水等については自然浸透とありますが、近くに側溝がありまして、その関係の水利組合の同意もありました。問題ないと思えます。次、〇〇〇〇さんの物件です。〇〇〇の南800m、〇〇〇の〇〇〇の一番奥の方です。現在はミカン畑、僕も始めて行ったんですけども大変良い農地であります。何年か前に農地造成されたのではないかと思うくらい大変良い農地でした。転用理由は、ミカン畑で栽培してきましたが、収益が上がらなくなり採算が取れなくなってきたので耕作を断念し、日当たりも良い土地なので太陽光発電に転用したいという事です。雨水等については自然浸透であります。近くに水利組合がないので区長の同意があります。周りすべて農地ですが、同意書が付けられておりますとの事で問題はないかと思われま。次、〇〇〇〇さんの件です。〇〇小学校の〇〇川の支流、〇〇川の川向いにあります。現在、田でありまして、今年も収穫された跡があります。転用理由は、稲作を続けてきましたが、親も死亡し農機具も老朽化してきたので稲作を諦めて、南向きの高台にあり立地条件が良いので太陽光発電に転用したいという事です。雨水は自然浸透とありますが、元々田でありまして、水利関係の溝に流れていたと思われま。もちろん同意書もあります。これも問題ないかと思えます。以

- 上です。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんの件でございますが、この方は高速道路にかかりまして、宅地を引越し、一枚の田を埋め立てて、全部を宅地にすれば固定資産税がよけいにいるという事で、一部を畑にしておった所でありまして、あとこの100㎡を残しまして下手にまだミカンが植わっております。宅地にする時に擁壁をして、形状変更という格好で、ただ宅地にしてない、農地で置きたい、そういう所の100㎡だけ太陽光発電を設置するという事で、異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番につきまして、現調委員さんの報告のとおりでありまして、異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇という事で、欠席の〇〇〇〇委員の担当でございますけれども、私のほうから報告させていただきます。始末書があるんですけども、確かこれは新しい県道をつくるという時に、廃土、残土を県道沿いに仮置きしたという記憶がございます。それをそのままの状態にしたんじゃないかなと思います。隣接の同意もありますし異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この4番につきましても、〇〇〇〇委員の担当でございますけれども、私のほうから報告させていただきます。ここは先程の現調の担当委員さんの報告にありましたように、梅を伐採しているという話があります。その前に、梅を伐採してもかまんやろかという相談はあったんですけども、事前の写真なり、状況を示すものをしとけよという話はしてはあったんです。ユンボを入れて整地までするような事は絶対にしないようにと話はしてたんですけども、今回このような状態になったという事は、誠に申し訳ないと思います。以上です。異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんの報告のとおりでございます。〇〇〇でもなかなか良い畑ではございますけれども、実は〇〇〇〇君のお母さんが一人で殆ど管理していたんですけども、高齢という事もあって、他にも農地は沢山ありまして、守るのがえらいと前から聞いておりました。今回、一番日当たりの良い所ではございますが、太陽光発電をするという事でございます。周辺同意もございまして何ら異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の〇〇〇〇委員さんの説明どおりでありまして、異議ございません。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはご夫婦でございます。隣接同意もございまして異議ございません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請6件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 〇〇番 委員 はい。

議 長 はい、〇〇〇〇委員さん。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇ですけども、3番、4番の〇〇〇〇さんの物件なんですけど、先程、始末書を読んでいただきましたが、この方はユンボに乗っておられて、良くこういう事はご存知ではないかと思うんやけど、その点、まるきり知らなんだという人とは違うと思うんやけどな、始末書さえ出したらええんやというような、まるきり全然知らなくて誠に申し訳ございませんというような、今後もこういう事はじゃんじゃんあると思うんで、こういう建設とか土木とかに携わる人が、方便と始末書を書いたら済むんやと、始末書を書かんと済まんので書いたあるだけの話で、やっぱり注意していただきたいなど、まるきり知らん素人のしたことだったら申し訳ございませんで通るけど、しょっちゅうそこら辺で工事をしやる人には注意していただきたいなど、これは私の意見だけなんですけど、始末書も出てきてるし問題はないと思うんですけども、やっぱり全然知らん人だったら酌量の余地はあるけど、専門家が始末書をわざと出して、まあ意見としてそういう事なんで、今後、専門家の人にはして欲しくないんです。以上。

議 長 はい、もちろん私も地元でございますんで、誰かさんがユンボにも乗ってますんで、その点、担当の〇〇〇〇委員さんは欠席ですけども、〇〇〇〇委員さんどうでしょう。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。おっしゃられる通りなんです。今後、このような案件が出てきた時には、具体的に、始末書を出さないように注意して指導して行きたいと思っておりますので、今回はひとつよろしくお願ひします。

議 長 先程、〇〇〇〇委員さんも〇〇〇〇さんに対して、事前着工せんようにと申し述べてたんやけども、その申し渡しを聞かんとやってしもたという事は、大変これはまた〇〇〇〇さんに対し遺憾に思う次第でございます。また、もう一度きちっと注意を促しておきたいと思っております。他にございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請6件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は登記簿が1, 533㎡の内952㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設登記簿1, 533㎡の内952㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意は共にございます。使用貸借設定20年間でございます。周囲を川と道路に囲まれた農地で、2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は956㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設95

6㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございません。水利同意は不要でございます。周囲を川と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は283㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅53㎡、庭園・駐車場230㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。中山間部における集落に接続した農地で、第1種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は33㎡、他1筆、合計面積35、87㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設資材置場35、87㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を道路と川に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2、19㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設資材置場2、19㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を道路と川に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は437㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫60㎡、作業場・駐車場377㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。使用貸借権設定25年間でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は1、057㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1、057㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は203㎡、他1筆、合計面積は265㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅119㎡、庭園・駐車場146㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿は畑、現況は休耕、面積は638㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗40㎡、庭・駐車場598㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月2

4日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は水利組合がございませんので、区長印をもらってございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は439㎡、他2筆、合計面積1,285㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇 持分2分の1、〇〇〇〇 持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,285㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共にございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は1,342㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電設備1,342㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は199㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園199㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。以上12件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上12件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請ですけれども、先月と同じく12件ありました。1番ですけれども、太陽光発電施設への転用であります。場所は〇〇中学校南隣の梅畑で、6年から7年生に梅の木が植わっておりました。隣接状況は、市道、学校用地と、あと4筆の農地と隣接しております。4筆とも所有者の同意が得られております。水利組合の同意もあります。転用理由でありますけれども、三男の息子さんが難病になり仕事を退職しました、療養中でも一定の収入が確保できるように、父親から日当たりの良い当該地を借りて、太陽光発電に転用したいという事です。転用は約3分の2の一部転用で、残りはそのまま梅畑で作るという事です。内容は、太陽光パネル372枚で94kw、切土、盛土なしで整地のみ、雨水は前の市道へ排水するという事です。次に2番ですけれども、これも太陽光発電施設への転用であります。場所は〇〇〇農業集落排水処理場より東へ200m、〇〇川に沿った土地であります。現況は梅畑、隣接状況は、市道〇〇川に隣接しておりまして、あと2筆の農地と1筆の山林が隣接しておりまして、農地の所有者の同意が得られております。水利組合の同意は不要であります。転用理由は、近隣への迷惑も少なく、太陽光発電の適地でありますという事です。転用内容は、太陽光パネル204枚で49kw、切土、

盛土なしで整地のみ、雨水は自然浸透であります。次に3番ですけども、これは住宅への転用です。場所は〇〇中学校北隣り、現況は梅畑であります。隣接状は、〇〇中学校との間の市道に隣接しておりまして、他の隣接はすべて本人の梅畑であります。水利組合も関係ありません。転用理由ですけども、今回、息子さんが住宅を建築するため地元で土地を探していたところ、適当な土地が無く、父親の所有する農地の一部、梅畑を分筆しております。それを借りて建築したく転用をしたいという事であります。内容は、住宅2階建て1棟、1階部分の床面積が53㎡、駐車場、庭です。少し傾斜がありますので、コンクリート擁壁を設けて、盛土50cmから1mするという事であります。排水等は、合併浄化槽処理後、雨水と前方の市道側溝へ排水するという事であります。次4番、5番ですけども同じところでは〇〇〇の〇〇橋から北へ約100m、新設された県道〇〇〇線沿いで、道路収用にかかった後の小さい残地であります。これはほん近くですけども3筆あります。隣接状況ですけども、県道の他、譲受人の資材置場と隣接しております。あと2筆の農地と隣接しておりまして、農地の所有者の同意は得られております。水利組合の同意もあります。転用理由は、申請地は県道新設の際に残ったわずかな残地でありまして、隣接地が転用され資材置場で利用されているため、そこへ売って転用するという事あります。転用内容は資材置場、排水は自然浸透及び道路側溝へ流すという事です。続きまして6番、これは倉庫、作業場、駐車場への転用という事で、場所は〇〇〇〇の東隣り、〇〇〇の〇〇〇に抜ける市道であります。家庭菜園をしておりまして。隣接状況ですけども、里道隣接の他は、3筆の農地と隣接しておりまして、内2筆は同意を得られております。もう1筆は2人の共有名義でありました、1名の同意は得られておるんですけども、もう1名の共有者には同意が得られてないという事です。その理由は昔からの感情的なところだそうです。水利組合の同意はあります。転用理由は、借り人は住宅設備の仕事をしておりまして、現在〇〇〇に住んでいますけども、今回近隣に転居することになり、父親の所有地を借りて、保管倉庫、作業場、駐車場に転用したいそうです。切土、盛土なしの整地のみです。雨水は市道の側溝へ流すという事です。続きまして7番ですけども、太陽光発電施設への転用であります。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇の西約100m、市道から下りた休耕田であります。隣接状況ですけども、一部が里道と隣接しておりまして、あとは6筆の農地と隣接しておりまして、内2筆は本人の所有で、残り4筆の所有者の同意は得られております。転用理由は、高齢になり耕作が難しくなり、日当たりが良くて、電柱も近くにありまますので太陽光発電の適地であり転用するという事あります。太陽光57kwで、盛土、切土なし、現状で設置、雨水は自然浸透という事です。続きまして8番、住宅への転用であります。場所は、〇〇〇の〇〇〇へ上る道路沿いの〇〇〇〇より西へ約200mという事で、〇〇〇〇委員の自宅の隣の野菜畑という事です。隣接状況ですけども、隣は貸し人の宅地、4筆はすべて宅地であります。水利同意はいりません。理由は、申請地は

実家に隣接しており、親から土地を借りて住宅を建築するという事であり
ます。内容は、住宅は木造平屋建1棟119㎡、他は庭と駐車場、造成工
事はありません。排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ流します。次9
番ですけども、店舗、喫茶店への転用という事でありまして、場所は、〇〇
〇の〇〇〇〇休憩所から〇〇神社の横をとおって西へ約300mという事
で、休耕畑であります。隣接状況は、〇〇〇〇に隣接しておりまして、〇
〇〇〇から2m程高い土地になります。他は1筆の農地と山林と宅地に隣
接しており、農地の所有者の同意は得られております。〇〇〇区長の同意
もあります。理由は、隣接地は自宅から遠いこともあって長年休耕地とな
っていましたが、譲受人は生まれ育った土地でありまして、〇〇〇〇に面し
た場所でもあり、喫茶店として来訪者に憩いの場を提供したく転用したい
という事でありまして、内容は、プレハブのハウス2間×3間の大きさです
けれど、それを1棟で喫茶店、他は駐車場と庭で、道路側を中心に70c
mから2m50cm切土して砂利を敷均し、排水は合併浄化槽で処理し、
既設の水路へ雨水は自然浸透という事でありまして、続きまして10番です。
これは太陽光発電施設への転用という事で、場所は〇〇〇の〇〇川の〇〇
〇〇の北約50mです。2か所ありまして、1か所は休耕田、もう1か所
は畑です。これは先程4条申請の6番で申請にあった人と同じで、場所も
ほん近くであります。この土地については手放すという事で、隣接の農地
の所有者の同意は得ておりますし、水利組合の同意もあります。理由は、
申請地は、日照時間も長く面積も確保できるので、今回譲り受けて太陽光
発電に転用したいという事です。内容は太陽光90kw、現状のままで設
置をするという事で、雨水は自然浸透という事でありまして、次11番、こ
れも太陽光発電施設への転用であります。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇より
北へ約200mという事で、〇〇〇〇跡の横の宅地がありまして、その対
岸になります。現況は休耕田であります。隣接は、〇〇川と山からの大き
めの水路がありますけども、あとは田畑で、農地及び水路の同意は得られ
ております。理由は、耕作が難しく休耕状態となっておりました。土地の
有効利用を考えて、太陽光発電施設の設置をしたいという事でありまして。
太陽光が48kw、現状のままで設置、雨水は自然浸透という事でありま
す。最後の12番です。これは公園への転用という事で、場所は、旧〇〇
小学校跡地の東隣り、そこから2m下がった小さな休耕畑です。隣接につ
いては、学校用地の跡地と山林という事で、隣接農地はありません。理由
は〇〇〇〇がこの度、〇〇〇〇に代わるために所有する財産を移譲する必
要があり、桜を5本植樹し公園として利用するという事です。雨水等は自
然浸透という事でありまして。以上12件ですけども、12件とも問題ない
と思われまして。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。簡潔に説明していただきましてご苦労さん
です。それでは逐条審議をお願い申し上げますが、8番に〇〇〇〇委員の
案件がございますので、8番を除きまして逐条審議をお願い申し上げます。
それでは、1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先程、調査委員さんの言われたとおりで異議ございませ

- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、2番。
 議 長 〇〇番〇〇です。調査委員さんの報告どおりで異議ございません。
 〇〇番 委員 はい、3番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは同居している息子の家を建ちたいという事で、農業または梅の加工を一緒にしております。子供も2人おりまして、ひとりには〇〇小学校へいっております。この申請地に住宅を建てたいという事がありますが、中学校までがパイロットだと思っていたんですけども、この申請地がパイロットの一番端に入っております。という事で、一種農地の転用という事になります。一種農地の転用は原則不許可という事ではありますが、特例許可の中の項目に集落の接続の住宅に関しては、例外で許可があるという事でございます。地域として、小学校、中学校が市民の中心にございます。この申請地は中学校の市道を挟んでの上になります。だから家の目の前が中学校、少し下ったら〇〇〇の団地がございます。家から歩いて行っても小学校までは500mも行けば小学校に着きます。という事で、例外許可の項目にクリアしていると思いますので異議ございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、4番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番と5番はほぼ同じ所で、何れも県道残地であります。異議はございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、6番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番について、先程の現調委員さんのおっしゃったとおりでございます。ただ一点だけ、隣接同意が3件あるところが、共有者の一人についての同意がもらえてないという事でありました。その件について、補足説明をさせていただきます。昔、おじいさん時代に、何らかの問題があったという事を聞きました。ただ、今回は子供さん同士についてはお互いという事で、問題は無いんですけども、ただこの書類についての印鑑だけはどうしても押せないという事で、承諾、同意という事でさせてもらうという事で答えをもらいましたので、異議ないと思います。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、7番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の補填のとおり異議ございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、9番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは同じ〇〇〇の出身の方で、気心も良く知られております。区長さんの同意もございまして、隣接の方の同意もございまして、異議ございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 10番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これについても先程の〇〇〇〇委員さんの説明のとおり異議ございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、11番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんのおっしゃられるとおりでありまして、異議ございません。
- 議 長 さん。
 〇〇番 委員 はい、12番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請11件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇委員さんの貴重な後継者のお家です。異議ございません。

議 長 はい、8番1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 はい、続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 10ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況は共に畑、面積は192㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農業用倉庫64、8㎡、転用面積は192㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上1件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 11ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は登記簿面積90㎡の内26、49㎡、他2筆、合計面積は登記簿278㎡の内54㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権設定をし、無線基地局工事としてコンクリート柱1本、機器装置一式を設置します。農地法施行規則第53条第1項第14号による協議、以上1件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がございます。議案②の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2, 3 2 8 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は 2 4 4 m²です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は 3 6 2 m²、他 1 筆、合計面積 4 2 4 m²です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上 3 件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第 3 条第 2 項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。1 番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。この 1 番については後で出てきます、あっせんによる売買でございますので、隣の〇〇〇〇さんに買っていただく事で異議ございません。

議 長 はい、2 番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんはこの土地を相続して作っていたんですけども、畑へ行くのが大変なんで〇〇〇〇さんに作ってくださいと連絡をしていました。それで、家の入口に畑があっせん、草をはやされてた大変だということで、贈与で畑を譲り受けました。異議ございません。

議 長 はい、3 番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3 番の〇〇〇〇さんは、7 月に旦那さんが亡くなられてまして、田畑を耕作するのに〇〇〇〇さんの自宅の横に 2 枚の田がありまして、リュウマチで草とかをよう刈らないので買ってくださという事で、〇〇〇〇さんが譲り受けることになりました。異議ございません。

議 長 はい、以上議案②の 3 条申請 3 件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第 1 号農地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 2 ページをお願いします。報告第 1 号農地等売渡あっせん成立です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 2, 3 2 8 m²、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日、価格は 1 8 0 万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの 3 名です。農地等売渡あっせん成立以上 1 件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1 番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。買受人の〇〇〇〇さんが 3 条申請を早くしたいという事で、今回の追加議案という事で申し訳ございません。この〇〇〇〇さんにつきましては、新規就農または認定農業者の申請をしております、長男

の方と次男の〇〇〇〇君の2人で農業をするという事で行っていました。それで、既にこの〇〇〇〇さんにつきましては利用権設定で7反程の土地を新設して、熱心にされているところであります。以上です。

議 長 有難うございます。1番につきましてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようで行いますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件で行います。11月の県の農業会議に提出をいたしました4条3件、5条14件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かご質問ございませんか。なければ、事務局から報告があるようなので事務局からお願いします。

愛須 局長 来年の定例委員会の日程及び会場と忘年会について連絡をする。
議 長 それでは、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 4 4 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 4 番委員

1 8 番委員

議 長